議案第６号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２７年１１月２６日提出

富里市長　　相　川　　堅　　治

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和４３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「５１万円」を「５２万円」に改め，同条第３項ただし書中「１６万円」を「１７万円」に改め，同条第４項ただし書中「１４万円」を「１６万円」に改める。

第２４条中「５１万円」を「５２万円」に，「１６万円」を「１７万円」に，「１４万円」を「１６万円」に改める。

附則第５項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第８項及び第９項を次のように改める。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条，第７条，第９条及び第２４条の規定の適用については，第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と，「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と，同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と，第２４条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

９　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条，第７条，第９条及び第２４条の規定の適用につ

いては，第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と，「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と，同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と，第２４条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第１０項の前の見出し並びに同項及び第１１項を削り，附則中第１２項を第１０項とし，第１３項を削り，第１４項を第１１項とし，第１５項を第１２項とする。

附則第１６項中「配当所得」を「利子所得，配当所得及び雑所得」に改め，同項を附則第１３項とし，附則第１７項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成２８年４月１日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

⑴　附則第１６項の改正規定（「配当所得」を「利子所得，配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）　平成２８年１月１日

⑵　附則第５項の改正規定，附則第８項及び附則第９項の改正規定，附則第１０項の前の見出し並びに同項及び附則第１１項を削る改正規定，附則第１２項を附則第１０項とする改正規定，附則第１３項を削る改正規定，附則第１４項を附則第１１項とする改正規定，附則第１５項を附則第１２項とする改正規定，附則第１６項を附則第１３項とする改正規定並びに附則第１７項を削る改正規定　平成２９年１月１日

（適用区分）

２　改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は，平成２８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成２７年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。